奈良県告示第二百八十一号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年一月八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		対象手続等の名称
名称	条項	
一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	第四十条第一項	農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合を除く。以下同じ。）又は農業協同組合連合会の一時理事等の選任等の請求
	第四十条第三項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の一時代表理事の選任の請求
	第四十四条第二項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の定款の変更の認可申請
	第四十四条第四項	農業協同組合又は農業

	協同組合連合会の定款の変更の届出
第五十九条第一項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の設立の認可申請
第六十四条第二項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の解散の認可申請
第六十四条第四項後段	農業協同組合又は農業協同組合連合会の解散の届出
第六十四条第七項	農業協同組合連合会の解散の届出
第六十五条第二項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の合併の認可申請
第七十条第二項において準用する第六十五条第二項	農業協同組合による農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可申請
第九十四条第一項	農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の業務

		又は会計についての検査の請求
	第九十六条第一項	農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求
	第九十七条の二第十二号	農業協同組合又は農業協同組合連合会の届出（不詳事件に係るものに限る。）
二　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）	第二百二条第八項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務報告書の提出の延期の承認申請
三　農業協同組合法施行細則（平成六年四月奈良県規則第四号）	第五条	農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の総会又は総代会の終了の届出
	第七条	農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の監事監査報告書の提出
	第八条第一項	農業協同組合中央会の

	第八条第二項	第八条第三項	第三十七条	第四十条
役員の選任の届出	農業協同組合中央会の役員の異動の届出	農業協同組合中央会の参事等の選任等の届出	農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の組合員等請求受理報告書の提出	農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の登記完了届出書の提出

二　適用日

平成二十二年一月九日